

茨城県告示第383号

茨城県特定建設工事共同企業体入札参加資格審査要項を次のように定める。

平成11年4月8日

茨城県知事 橋本 昌

改正 平成14年3月29日 茨城県告示第 376号
改正 平成14年8月26日 茨城県告示第1032号
改正 平成15年5月22日 茨城県告示第 783号
改正 平成17年5月24日 茨城県告示第 704号
改正 平成21年5月29日 茨城県告示第 783号
改正 平成28年5月26日 茨城県告示第 750号

茨城県特定建設工事共同企業体入札参加資格審査要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号。以下「入札参加資格審査要項」という。）に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体の結成基準その他の特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(結成基準)

第2条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる建設工事のうちそれぞれ各号に定めるもの（以下「対象工事」という。）について結成できるものとする。

(1) 土木工事

- ア 1件の請負に付する金額（以下「請負額」という。）が5億円以上のもの
- イ 特殊技術を要するシールド、ダム、トンネル、橋梁下部、下水（汚水）処理、港湾、浄水場、共同溝、鉄道高架、しゅんせつ、頭首工、機場、推進、調節池、土地区画整理等の工事であって請負額が1億円以上のもの

(2) 建築工事

- ア 請負額が5億円以上のもの
- イ 特殊技術を要する美術館、博物館、演芸場、展望台等の工事であって請負額が1億円以上のもの

(3) 前各号以外の建設工事

- ア 請負額が2億円以上のもの
- イ 特殊技術を要する工事であって請負額が1億円以上のもの

2 特定建設工事共同企業体を結成することができる者は、次に掲げる要件を満たす建設業者でなければならない。

- (1) 結成しようとする特定建設工事共同企業体の資格審査に係る建設業の種類に対応する許可業種（建設業法第3条第1項の規定による許可に係る建設業の種類をいう。以下同じ。）について建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - (2) 代表者となる者にあつては、原則として過去10年間に元請として対象工事と内容を同じくする同規模以上の建設工事を施工した実績を有する者であること。ただし、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業又はほ装工事業を営む者にあつては、結成しようとする特定建設工事共同企業体が施工しようとする対象工事を構成する建設工事の種類に対応する許可業種に係る等級が最上位である者に限る。
 - (3) 代表者となる者以外の者にあつては、結成しようとする特定建設工事共同企業体が施工しようとする対象工事を構成する建設工事の種類の一部を含む建設工事について元請として施工した実績を有する者であること。ただし、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業又はほ装工事業を営む者にあつては、結成しようとする特定建設工事共同企業体が施工しようとする対象工事を構成する建設工事の種類に相応する許可業種に係る格付け等級が最上位である者に限る。
 - (4) 種類を同じくする建設工事の入札に参加しようとする他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- 3 特定建設工事共同企業体の構成は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 3者以内であること。ただし、請負額が100億円以上の対象工事に係るものにあつては、5者以内であること。
 - (2) 対象工事について下請代金の額（当該工事に係る下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとするときは、少なくとも1構成員が特定建設業の許可（建設業法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けていること。
 - (3) 構成員の出資比率が、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上、4者の場合は15パーセント以上、5者の場合は10パーセント以上であり、かつ、代表者の出資比率が最大であること。

（共同企業体協定書）

第3条 入札参加資格審査要項第6条第1項第4号イに掲げる共同企業体協定書は、特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号）に準じて作成されなければならない。

（参加資格の決定に当たっての数値）

第4条 特定建設工事共同企業体の参加資格の決定に当たっての基礎となる入札参加資格審査要項第8条の経営事項審査の結果による数値は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準に準じて算定するものとする。この場合において、特定

建設工事共同企業体に係る経営事項審査の項目は、次により取り扱うものとする。

(1) 経営規模

ア 建設工事の種類別年間平均完成工事高

各構成員の建設工事の種類別年間平均完成工事高の和

イ 自己資本の額及び平均利益額

各構成員の自己資本の額及び平均利益額のそれぞれの和

(2) 経営状況

各構成員の経営状況の各項目の数値の平均値（小数点以下第1位以下の端数があるときはこれを四捨五入する。）

(3) 技術力

各構成員の建設業の種類別技術職員の数及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の和

(4) その他の審査項目（社会性等）

ア 労働福祉の状況

各構成員の労働福祉の状況の各項目の数値の平均値（小数点以下第1位以下の端数があるときはこれを四捨五入する。）

イ 建設業の営業年数

各構成員の営業年数の平均値（年未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）

ウ 防災協定締結の有無

各構成員の防災協定締結の有無の項目の数値の平均値（小数点以下第1位以下の端数があるときはこれを四捨五入する。）

エ 法令遵守の状況

各構成員の法令遵守の状況の項目の数値の平均値（小数点以下第1位以下の端数があるときはこれを四捨五入する。）

オ 建設業の経理に関する状況

各構成員の監査の受審状況の項目の数値の平均値及び公認会計士等の数の和（小数点以下第1位以下の端数があるときはこれを四捨五入する。）

カ 研究開発の状況

各構成員の研究開発の状況の項目の数値の平均値（小数点以下第1位以下の端数があるときはこれを四捨五入する。）

2 特定建設工事共同企業体の参加資格の決定に当たって加味する入札参加資格審査要項第8条の主観的事項の数値は、各構成員の主観的事項の数値の和を全構成員の数で除した数値（小数点以下第1位以下の端数があるときはこれを四捨五入する。）とする。ただし、当該特定建設共同企業体が施工した建設工事があるときは、次の各号に掲げる項目の点数は、別に定めるところによる点数とする。

(1) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前4年間に県から請け負って完成させた建

設工事の件数と工事成績から算定する点数

- (2) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前5年間に茨城県建設業者表彰規程（昭和33年茨城県告示第307号）に基づく表彰（これに準ずるものとして行われる表彰を含む。）の受賞実績から算定する点数
- (3) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前2年間に茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づき県から受けた指名停止の実績から算定する点数
- (4) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前2年間に建設業法第28条に基づき建設大臣又は都道府県知事から受けた指示及び営業の停止の実績から算定する点数

（参加資格の継承等）

第5条 参加資格を認められた特定建設工事共同企業体の構成員（代表構成員を除く。）が県から指名停止措置を受けたときは、当該指名停止措置を受けた構成員以外の構成員は、当該特定建設工事共同企業体を解散して、当該指名停止措置を受けた構成員に代わる建設業者を加えた構成による特定建設工事共同企業体を新たに結成し、知事の認定を受けたうえで解散前の特定建設工事共同企業体が有していた参加資格を継承することができる。

- 2 前項の新たに結成されることとなる特定建設工事共同企業体は、その結成に係る条件が解散前の特定建設工事共同企業体と同一でなければならない。ただし、知事が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により参加資格を継承しようとする特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体解散届（様式第2号）及び入札参加資格地位継承認定申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による提出は、当該建設工事に係る入札の執行日の5日前（当該建設工事が政府調達に関する協定の適用を受けるものである場合は10日前）までにしなければならない。

付 則

この告示は、平成11年6月1日から施行する。

付 則 （平成14年告示第376号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 （平成14年告示第1032号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県特定建設工事共同企業体入札参加資格審査要項は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する協定について適用し、施行日前に締結された協定については、なお従前の例による。

付 則 （平成15年告示第783号）

この告示は、平成15年6月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(様式第1号)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 茨城県発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

会社

県 市 町 番地

会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事に係る請負契約の内容に変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社 パーセント

会社 パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事が竣工したときは、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名すべき事由に該当した場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の規定により構成員を除名した場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員を除名した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

県 市 町 番地

会社

代表取締役

印

県 市 町 番地

会社

代表取締役

印

(様式第2号)

年 月 日

茨城県知事

殿

特定建設工事共同企業体解散届

茨城県発注に係る「 工事」(以下、単に「工事」という。)に関し、 年
月 日に成立した 特定建設工事共同企業体(以下、「当企業体」という。)に
つき、 年 月 日付けで解散するものとします。

解散日以降、工事に係る当企業体の協定書は効力を失い、各構成員に対する一切の権利
義務はないものとします。

共同企業体代表構成
員の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

共同企業体構成員
の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

(様式第 3 号)

年 月 日

茨城県知事

殿

入札参加資格地位継承認定申請書

年 月 日に公告のありました茨城県発注に係る「 工事」に関し、 年 月 日に 特定建設工事共同企業体を結成しましたが、 により 年 月 日付けで解散しました。

よって、新たに 特定建設工事共同企業体を結成し、本工事の入札参加資格の地位の継承の認定を受けたく申請します。

共同企業体代表構成
員の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

共同企業体構成員
の住所、商号又は
名称及び代表者氏名